

7. 平成 26 年豪雪における社会福祉施設の被災状況について

春日康洋、小野希代子、佐々木隆一郎（長野県飯田保健福祉事務所）

キーワード：豪雪災害、危機管理、社会福祉施設

要旨：平成 26 年豪雪における飯田保健福祉事務所管内の社会福祉施設の被災状況と対応について調査を行った。その結果、今回の災害ではいくつかの被害はみられたが、人的被害はなかった。今後保健福祉事務所として、災害時に備えて社会福祉施設への情報アクセスの確保、人的被害発生時の救援体制の確保、ライフラインの確保等について、社会福祉施設、市町村及び関係危機管理機関と連携を行うこと、現在有している社会福祉施設についての危機管理データベースを充実することが必要であると考えた。

A. 目的

飯田保健福祉事務所では災害時に管内の社会福祉施設を支援する目的で、立地状況、施設利用者状況、防災体制等の確認作業を進めてきており、管内の社会福祉施設の連絡先、定員数等をデータベース化、所在地をマップに落とし込んで掲示するなどの準備をしている。

平成 26 年豪雪における管内の社会福祉施設の災害時の被災状況と対応について調査を行い、今後の危機管理体制の改善方法について検討したので報告する。

B. 管内の社会福祉施設の状況

管内の社会福祉施設は平成 25 年 4 月 1 日現在 4,881 施設である。そのうち入所系施設は 136 事業所であり、その利用定員は全体で 3,776 人である。

また、社会福祉施設の中には、地元自治会等との地域防災協定により、災害時の要援護者の避難（受入）先になっている施設もある。

C. 平成 26 年豪雪の管内ライフラインの被災状況

表 1 に管内の社会生活に関連する被災状況の概要を示した。

2 月 14 日から降雪が始まったが、同日夕方より交通機関の被害。翌 15 日から停電、断水地域の出現。15 日から地域で徐々に復旧活動開始。管内の社会福祉施設からの相談なし。17 日になり、社会福祉施設から相談が入り始めた。19 日になり、社会福祉施設の被害を把握するために、調査を開始した。

D. 調査方法

調査対象：管内の入所系社会福祉施設 136 事業所。

調査方法：電話による聞き取り調査。

調査内容：人的被害の状況、ライフラインの状況（食料、水、電気）、医薬品、その他の被害。

E. 調査結果

※複数の事業所を持つ法人は一括で回答しているた

表 1 降雪開始以降の管内の社会生活に係る主な状況

月 日	管内状況	当所の動き
2月14日(金)	・明け方より降雪 ・夕方より JR 飯田線は部分運休	
2月15日(土)	・記録的な降積雪 ・各地で停電、断水 ・国道等主要道路も積雪により通行困難	・非常参集体制は敷かず
2月16日(日)	・降雪は概ね終息 ・根羽村、天龍村で一部孤立。根羽村は同日解消 ・JR 飯田線は中部天竜-辰野間で運休 ・国道等主要道路は除雪され通行可能に	・これまでの間、社会福祉施設からの緊急的な相談はなし
2月17日(月)	・主要道路までの除雪作業は継続中	・社会福祉施設事業者からの相談対応。(通所・訪問系サービスの休業についての相談が多い。施設から主要道路までの除雪作業の遅延、送迎困難、職員の出勤困難等が主な理由。)
2月18日(火)	・JR 飯田線全線運転再開 ・道路も除雪、融雪により平常化	・相談なし
2月19日(水)	・天龍村の孤立解消	・社会福祉施設にライフライン等の聞き取り調査を実施

め実際の件数とは異なる。

調査で、得られた主な被災状況は以下のようである。

人的被害：なし

ライフライン被害：

- i) 食料関係 (26 件)
 - ・食材配達なし・食材調達不可 (10 件)、
 - ・備蓄非常食で対応 (15 件)、
 - ・職員による弁当または食材の買い出し (4 件)、
 - ・停電により炊飯できず (1 件)
- ii) 電気・通信関係 (10 件)
 - ・停電 (9 件)、
 - 停電時は自家発電で対応 (4 件)
 - 石油ストーブ使用 (1 件)
 - ・緊急通報装置が故障 (1 件)
- iii) 水 (4 件)
 - ・断水 (4 件)、
 - 保存用飲用水を使用 (2 件)
- iv) 医薬品 (0 件)
- v) その他の影響
 - ・周辺道路が除雪されず 15 日昼まで孤立した。
 - ・18 日まで車の出入りができず、職員は徒歩による通勤対応とした。
 - ・地域住民の支援もあったが、施設から主要道路までの敷地及び道路の除雪作業が大変だった。
 - ・停電、断水により入浴のできない日があった。
 - ・利用者の入退所を延期した。
 - ・屋根、テラス等設備の破損

F. 考察

平成 26 年豪雪では、管内の施設利用者及び職員の人的被害はなかった。いくつかみられたライフラインの被害も、代替処置、早期の復旧により、大事には至る事態がなかった。

これは、東海地震の防災対策強化地域である管内の社会福祉施設は普段から災害等に備えてある程度の対策を講じていることを、裏付ける結果であると考えた。

今回、保健福祉事務所では、県としての危機管理体制がとられなかったこともあり、災害発生初期には社会福祉施設に対して受動的な対応を行った。能動的な対応を行ったのは、今回報告した調査時点である。今後、より素早く管内の管轄する施設などの状況を網羅的に把握することが必要であると考えた。

そのためには、第一に系統的な情報収集体制の確立が必要である。通常可能な電話による情報収集が不可能な場合の、第二、第三の手段を持つことである。幸

いなことに、管内では東海地震に備えた情報収集手段が準備されている。即ち、衛星携帯電話によって、全市町村と全ての病院との情報交換が可能である。したがって、第二の手段としては、この衛星携帯電話網を活用した情報収集である。第二の手段が難しい場合には、職員自らによる情報収集を行うことになる。現在当所においても、職員ごとに担当市町村を定め、必要に応じて市町村役場等に赴いて情報確認、業務支援などを行えるよう体制を築いている。日頃から市町村及び福祉サービス提供者などと連携し、災害時の役割や情報伝達体制が整備できるよう、県の機関として引き続き責任を持って支援していく必要がある。

今回は幸いなことに人的被害はなかったが、人的被害が発生した場合などの救急機関との連携対応についても再度確認が必要だと認識した。管内に整備されている 100 か所のヘリのアクセスポイントの中で、それぞれの社会福祉施設に最も近いアクセスポイントを、施設自体も認識しておくことが必要だと考えた。更に、施設の被災が大きい場合には入所者の移送という課題も心配される。移送方法、移送場所などについての検討も必要だと痛感した。

ライフラインについては、今回の調査から 2-3 日の食料や飲料水の備蓄がなされていることが確認できた。今後、長期に地域全体が孤立した場合を想定して、地域内、地域外の社会福祉施設同士の連携によるライフラインの相互支援体制が構築できたらと考えている。

今回は、被害に対する復旧が比較的早期に行われたので、課題は少なかったが、復旧が長期にわたった場合には、ライフラインに対する支援が、保健福祉事務所の役割として発生する。早期に支援体制を立ち上げるには、それぞれの施設の基本的情報（入所者数、入所者の身体状況、ライフラインの備蓄状況、医薬品備蓄状況、その他）をあらかじめ把握しておくことが必要となる。多くの入所者が生活する場所では、ライフラインも含め、必要となる生活必需品の量を調達することも簡単ではないからである。今後、これらの基礎情報を、現在作成されているデータベースに追加し、今後の対応の改善に役立てたいと考えている。

G. まとめ

平成 26 年豪雪を経験して、今後さらに災害対応のための危機管理体制を改善する必要があると考えた。